

[事案 2022-176] 転換契約無効等請求

・令和5年7月4日 裁定終了

<事案の概要>

申込書の偽造等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成元年4月に契約した定期保険特約付終身保険（転換前契約）について、平成7年8月に終身保険（契約①）に転換しているが、以下等の理由により、転換を取り消して転換前契約を払済保険に変更してほしい（請求①）。また、平成4年8月に契約した終身保険2件（契約②③）について、以下等の理由により、平成7年8月に遡って解約し、以降の既払込保険料を返還してほしい（請求②）。

- (1) 請求①について、平成7年7月に、転換前契約を払済保険に変更するはずであったが、募集人は偽造した申込書を用いて契約①に転換した。
- (2) 請求②について、平成7年7月頃、募集人に対し契約②③の解約を申し出たが、募集人は、偽造した名義変更請求書を用いて、自分の承諾なく契約②③の各契約者名義を自分の子に変更した。その後、平成22年9月、募集人が来訪し、自分の妻に対して契約②③の解約を勧めたため、契約②③が解約されておらず、保険料の徴収が継続されていたことを知った。

<保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、平成7年7月、申立人は、転換前契約を契約①に転換するため、申込書に署名押印し、告知書を作成して当社に提出した。契約①の申込書等は、申立人が作成した転換前契約の申込書、契約②③の申込書・告知書の筆跡および押印された印鑑の印影と比較しても、申立人自身が記入し、押印したものであることが明らかである。
- (2) 請求②について、申立人が令和7年7月頃に契約②③の解約を申し出た事実はない。同時期に、申立人は契約②③にもとづき祝金を請求され、当社は祝金を支払った。仮に申立人が解約を申し出ていたとしても、申立人は、契約②③について、平成10年9月頃、保険料の支払方法を変更し、平成14年11月、契約者名義を申立人の子に変更していることから、申立人は解約の申し出を撤回している。名義変更請求書は、申立人が作成した転換前契約の申込書、契約②③の申込書・告知書の筆跡および押印された印鑑の印影と比較しても、申立人自身が記入し、押印したものであることが明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①の申込手続時の事情、契約②③の契約者変更時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求②については申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

また、請求①については、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人は、契約①の申込書の署名および印影は、申立人の署名と印鑑に似てはいるが、作

成した記憶は全くないことから、保険会社が別の書類からスキャナーで取り込んで貼り付けて偽造したものと思うと陳述し主張している。

(2) これに対して保険会社は、契約①の申込書の筆跡および印影は、申立人自身が作成したことに争いが無い転換前契約の申込書、契約②③の申込書・告知書の筆跡および印影と同一であると反論している。

(3) このように重要な文書の成立に争いがある場合、その判断には、慎重な事実認定が要請され、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせる上で、署名の筆跡鑑定、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要があるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、厳密な証拠調手続を有していない。